（厚生年金保険法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「都の」を削り、「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第五条の二第二項第一号

二　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）第十四条第二項第一号

三　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第三項第一号

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第四条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第一号中「関して市町村長」の下に「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）」を加える。

（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）

第五条　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「又は区長」を「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）」に改める。

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第六条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「特別区」の下に「の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第七条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「都の」を削り、「第二章」を「第二章第一節」に改める。

第十六条第二項第一号中「都の」を削り、「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加え、「この章」を「この節」に改める。

（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正）

第八条　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項第一号中「関して市町村長」の下に「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この号において同じ。）」を加える。

（厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令等の一部改正）

第九条　次に掲げる省令の規定中「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一　厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十五年厚生省令第三十九号）附則第五条第二項第三号

二　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第六十九条の二第二項

三　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第三十三条第一項第一号

四　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）第十三条第二項第一号イ

（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第十条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の表第十九条第二項第二号の項の中欄中「抄本」を「市町村長の証明書又は戸籍の抄本」に改め、同項の下欄中「抄本」を「市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第二十七条（第三十八条、第四十七条、第五十条及び第六十条の八において準用する場合を含む。）を除き、以下この節において同じ。）の証明書又は戸籍の抄本」に改める。

附則第十四条の表第三十条第二項第二号の項の中欄中「抄本」を「及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本」に改め、同項の下欄中「抄本」を「の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本」に改める。

附則第二十一条第一項の表第五十条第二項第二号の項の中欄中「証明書」を「市町村長ノ証明書」に改め、同項の下欄中「証明書」を「市町村長（特別区ノ区長ヲ含ムモノトシ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区長又ハ総合区長トス第九号ヲ除キ以下之ニ同ジ）ノ証明書」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法令の規定中「市町村長」の下に「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）」を加える。

一　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）附則第十八条第二項第一号

二　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）附則第十四条第二項第一号

三　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十二号）附則第四条第二項第一号

四　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十号）附則第三条第二項第二号

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「都の」を削り、「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を、「とする。以下」の下に「この条、第四条第二項第四号及び第八条第二項第二号において」を加える。

第十七条中「行うべき市町村長」の下に「（特別区にあっては、区長とする。以下同じ。）」を加える。

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「市町村長」の下に「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）」を加える。